

## 常勤弁護士等による法律事務取扱業務に関する業務運営細則

### 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 支援法第30条第 1 項第 2 号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
- 第 3 章 支援法第30条第 1 項第 7 号に規定する法律事務取扱業務
- 第 3 章の 2 支援法第30条第 1 項第 9 号に規定する法律事務取扱業務
- 第 4 章 震災特例法第 3 条第 1 項第 1 号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
- 第 5 章 特定不法行為等被害者特例法第 3 条第 1 項第 1 号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
- 第 6 章 雑則
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条の規定に基づき、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第30条第 1 項第 2 号ロ及びニ、同項第 7 号、同項第 9 号、並びに東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第 6 号。以下「震災特例法」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ロ及びニ並びに特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和 5 年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第 3 条第 1 項第 1 号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

### 第 2 章 支援法第30条第 1 項第 2 号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

#### (被援助者が直接受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅)

第 2 条 理事長は、支援法第30条第 1 項第 2 号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額を日本司法支援センター（以下「センター」という。）に支払うことを約した者（以下本条において「被援助者」という。）について、業務方法書第13条において準用する第65条第 1 項本文、第65条の 2 第 1 項本文又は第66条に基づき代理援助負担金又は書類作成援助負担金

の支払の免除を決定したときは、業務方法書第57条第3項に基づき当該被援助者が直接受任者に支払うものとした報酬金及び業務方法書第45条ただし書に基づき受任者等が当該被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。ただし、業務方法書第65条の2第1項本文に基づく場合にあつては、消滅したものとみなして整理することができる報酬金等は、同項にいう養育費請求等特定事件に関するものに限る。

2 理事長は、被援助者について、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。

- (1) 当該被援助者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること。
- (2) 当該被援助者が前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められること。
- (3) 当該被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められること。
- (4) 当該被援助者が死亡したこと。
- (5) 当該被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められること。
- (6) 当該報酬金等の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められること。
- (7) 当該報酬金等の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められること。
- (8) 当該報酬金等につき消滅時効が完成し、かつ、当該被援助者においてその援用をする見込みがあること。
- (9) 当該被援助者が破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定に基づき、当該報酬金等につきその責任を免れたこと。

3 前項第1号及び第2号に掲げる場合において、被援助者が事件の相手方その他事件の関係者から金銭その他の財産的利益（以下本項において「金銭等」という。）を得、又は得る見込みがあるときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、それを消滅したものとみなして整理することができない。

### 第3章 支援法第30条第1項第7号に規定する法律事務取扱業務

（法律事務取扱契約の締結等に関する事項）

第3条 常勤弁護士等（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（日本司法支援センター平成18年規程第22号）第1条に規定する常勤弁護士等をいう。以下この章において同じ。）は、支援法第30条第1項第7号に規定する法律事務（以下この章において「7号事件」とい

う。)を受任しようとするときは、あらかじめ地方事務所長の決裁を得なければならない。ただし、別に定める定型的な事件についてはこの限りでない。

2 地方事務所長は、常勤弁護士等に7号事件を取り扱わせようとするときは、別に定める法律事務取扱契約を、地方事務所長、常勤弁護士等及び当該7号事件の依頼者の間で締結するものとする。ただし、当該常勤弁護士等が破産管財人、成年後見人、相続財産管理人その他裁判所から選任される者となる事件については、この限りでない。

(契約締結又は決裁への関与の禁止)

第4条 地方事務所長又は副所長(以下「所長等」という。)は、7号事件の依頼者その他事件の関係者(以下この章において「依頼者等」が、所長等の現に受任している事件(現に法律相談を受けている事件を含む。以下この章において同じ。)の相手方であるときは、これを知りながら、当該7号事件に関する契約締結又は決裁に関与してはならない。この場合において、当該7号事件に関する契約締結及び決裁は、当該所長等以外の所長等が行うものとする。

(契約締結等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等)

第5条 所長等は、次に掲げる場合には、当該7号事件に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

(1) 前条に規定する場合

(2) 所長等が契約締結又は決裁に関与した7号事件の依頼者等が、所長等の現に受任している事件の相手方であることを所長等が知ったとき

2 前項各号に規定する場合において、所長等は、当該7号事件に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任している事件に利用してはならない。

(7号事件における報酬金等のみなし消滅)

第6条 理事長は、常勤弁護士等が取り扱った7号事件の依頼者等について、第2条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、常勤弁護士等が当該7号事件を取り扱ったことにより生じた報酬金その他の金銭(以下本条において「7号事件報酬金等」という。)が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「依頼者等」と、「報酬金等」とあるのは「7号事件報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定により7号事件報酬金等の整理をする場合について準用する。

### 第3章の2 支援法第30条第1項第9号に規定する法律事務取扱業務

(犯罪被害者等法律援助被援助者が直接センターに支払うものとした報酬金等のみなし消滅)

第6条の2 理事長は、支援法第30条第1項第9号イ又はロに掲げる被害者であって、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るための訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるもの(以下本条において「犯罪被害者等法律援助被援助者」という。)について、

第2条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、業務方法書第80条の8第6項に基づきセンターが当該犯罪被害者等法律援助被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「犯罪被害者等法律援助報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「犯罪被害者等法律援助被援助者」と、「報酬金等」とあるのは「犯罪被害者等法律援助報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 第4章 震災特例法第3条第1項第1号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

（震災法律援助被援助者が直接震災法律援助受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅）

第7条 理事長は、震災特例法第3条第1項第1号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額をセンターに支払うことを約した者（以下本条において「震災法律援助被援助者」という。）について、業務方法書第83条の31において準用する第13条において準用する第65条第1項本文又は第66条に基づき震災代理援助負担金又は震災書類作成援助負担金の支払の免除を決定したときは、業務方法書第83条の28第2項本文に基づき当該震災法律援助被援助者が直接震災法律援助受任者に支払うものとした報酬金及び業務方法書第83条の31において準用する第45条ただし書に基づき震災法律援助受任者等が震災法律援助被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「震災法律援助報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。

2 理事長は、震災法律援助被援助者について、第2条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、震災法律援助報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「震災法律援助被援助者」と、「報酬金等」とあるのは「震災法律援助報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 第2条第3項の規定は、前項の規定により震災法律援助報酬金等の整理をする場合について準用する。

#### 第5章 特定不法行為等被害者特例法第3条第1項第1号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

（特定被害者法律援助被援助者が直接特定被害者法律援助受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅）

第8条 理事長は、特定不法行為等被害者特例法第3条第1項第1号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額をセンターに支払うことを約した者（以下本条において「特定被害者法律援助被援助者」という。）について、業務方法書第83条の70において準用する第13条において準用する第83条の60第1項に基づき特定被害者代理援助負担金又は特定被害者書類作成援助負担金の支払の免除を決定したときは、業務方法書第83条の58第2項本文に基づき当

該特定被害者法律援助被援助者が直接特定被害者法律援助受任者に支払うものとした報酬金及び業務方法書第83条の70において準用する第45条ただし書に基づき特定被害者法律援助受任者等が特定被害者法律援助被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「特定被害者法律援助報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。

- 2 理事長は、特定被害者法律援助被援助者について、第2条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、特定被害者法律援助報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「特定被害者法律援助被援助者」と、「報酬金等」とあるのは「特定被害者法律援助報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 第2条第3項の規定は、前項の規定により特定被害者法律援助報酬金等の整理をする場合について準用する。

## 第6章 雑則

第9条 この細則に定めるほか、必要な事項は理事長が定める。

### 附 則

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第17号）

（施行期日）

この細則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則（平成29年細則第5号）

（施行期日）

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第19号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年細則第5号）

この細則は、令和6年3月19日から施行する。

附 則（令和7年細則第13号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年細則第4号）

この細則は、令和8年3月17日から施行する。